

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年十月三日

目 次

規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

一  
ページ

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成三十年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中「地域福祉課」を削り、同表地域福祉課の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年十月三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社